

令和7年度

新庄中学校いじめ防止基本方針

富山市立新庄中学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭、地域住民、その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、「富山市立新庄中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

1 いじめの防止等の対策の基本方針

(1) いじめの防止等の対策の基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめが全ての生徒に関わる問題であるという認識に立ち、生徒が安心して学習等の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることを生徒が十分理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめの防止等の対策は、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、市、その他の関係者、関係機関が、いじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

(2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（「いじめ防止対策推進法」。以下、枠内は法の条文）

- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾、スポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団の中の人的関係をいう。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のみならず、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことをさせられたりすること等を意味する。
- 「心身の苦痛を感じている」と思われるもの、いわゆるグレーディングの状況であっても、まず「いじめ」であるとして対処する。

※ いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌がることを言われる
 - ・仲間はずれ、個人・集団から無視される
 - ・軽くあるいはひどくぶつかられる、叩かれる、蹴られる
 - ・金品をたかられる、隠される、盗まれる、壊される、捨てられる
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされる、させられる
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる など
- (「いじめ防止等のための基本的な方針」<平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定(平成 29 年 3 月 14 日改訂)> (以下「国の方針」という。) を参照)

※ いじめが解消している状態の判断について

単に謝罪をもって安易に解消することはできない。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていることが必要であり、他の事情も勘案して判断する。

- ① 被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3ヶ月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる。）
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童およびその保護者への面談等で確認）

※ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、いじめ問題を乗り越えた状態とは、謝罪をもってのみで終わるものではない。被害児童生徒の回復、加害児童生徒が抱えるストレス等の問題の除去、加害被害双方の児童生徒と他の児童生徒との関係修復を経て、双方の当事者や周りのもの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

※ 他詳細は、富山市いじめ防止基本方針参照。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・年々減少傾向にあるが、複数の生徒が一人をからかったり悪口や陰口を言ったりする行為が発生している。

(2) 本校の課題

- ・自分本位にならず、相手の気持ちを理解して、相手を思いやる心を育てるための教育活動の充実を図らなければならない。
- ・小中学校間での連携を確実にとり、小学校での人間関係を引きずった 1 学年の段階におけるいじめの未然防止に努める必要がある。
- ・S N S に関して、最新の実態や情報を活用した研修に努め、ネット等を利用したいじめを未然防止するためにネットモラルに関する指導を確実に行う必要がある。

3 いじめの防止等の対策の基本的な取組

(1) いじめの防止

- ・全ての教育活動を通して、「自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める」態度を育てるとともに、生徒だけでなく、保護者も含めて、いじめをしない、させない、許さない学校風土づくりに努める。
- ・生徒のコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参画できる授業づくりや集団づくりに努める。
- ・道徳教育の充実を図り、他の人を思いやる心を育てるとともに、宿泊学習や修学旅行等の体験的な活動を通して、互いに助け合い、協力し合うことの大切さを実感させる。
- ・いじめを人権問題ととらえ、授業・行事（「人権を考える週間」等）を計画的に進め、生徒の人権意識の向上を図る。
- ・学校として「特に配慮が必要な生徒※」については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
※ 特に配慮が必要な生徒とは、発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなど外国につながりのある生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、能登地震等により、被災した生徒等。
- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等、心理、福祉等の専門家や、警察、児童相談所等関係機関、関係部局と連携を図りながら、いじめ防止のための活動を推進する。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、隨時、計画の見直しを図り、必要があれば改定する。

(2) いじめの早期発見

- ・「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうる」という認識を全教職員がもち、生徒の言動や表情を細かく観察することや生徒に対する定期的な調査等を実施することでいじめの早期発見に努める。
- ・いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、早い段階から的確にかかわることにより、いじめの早期発見、対処、措置につなげる。
- ・いじめによるストレスや悩みを抱えている生徒は、進んで相談することが少ないとみ、教職員や保護者は、生徒が気持ちを打ち明けられるよう、日ごろから「何でも話せる」雰囲気づくりに努めるとともに、早めにスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等につなぐことで、いじめの早期発見に役立てる。
- ・いじめられている生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを

徹底する。

(3) いじめへの対応

① いじめの認知後の対処等

- ・いじめがあることを確認したときは、直ちにいじめを受けた生徒、いじめを知らせた生徒の安全を確保するとともに、法第22条に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「学校組織」という。）に法第23条に基づいて全て報告し、学校組織が中心となり、当該いじめ問題の対応について判断し、適切・適時に調査・協議等を行う。
- ・「暴力を伴ういじめ」については、教職員が総力を挙げて直ちに暴力行為を止めるとともに、場合によっては、いじめを行った生徒の保護者の理解を得た上で、当該生徒を一時的に教室以外で個別の学習をさせるなどして、いじめられている生徒を守る措置を講じる。
- ・いじめられている生徒自身にいじめの原因を求めず、学校がいじめられている生徒を徹底して守ることをはっきりと伝えることで、自尊感情を高め、不安を取り除くよう努める。さらに、状況に応じて、当該生徒の登下校の見守り等を行い、当該生徒の安全を確保する。
- ・いじめを行ったとされる生徒に対して、調査・指導を行う際には、いじめが人格を傷つけるとともに、生命、身体及び財産を脅かす犯罪行為に当たる可能性があることを理解させ、自らの責任を厳しく自覚させる。一方、当該生徒の抱える問題やいじめの背景にも留意し、健全な人間関係を育むように促す配慮をする。
- ・いじめられている生徒といじめを行ったとされる生徒それぞれの保護者には、できる限り認知、当日に事実を連絡し、適切に調査・指導する旨を伝え、理解を得るとともに、継続的に調査・指導状況を報告する。
- ・学校は、法第23条第2項に基づき、当該いじめの事実の有無について学校組織で確認した結果を市教育委員会に報告する。緊急の場合には、速やかに市教育委員会に第一報を入れ、対応を協議する。

② いじめ解消に向けた取組

- ・いじめられていた児童生徒が信頼できる人（親しい友人、教職員、家族、地域の人等）と連携するなどして、当該生徒の心に寄り添い、支援する体制をつくるとともに、安心して教室等で学習やその他の活動に取り組むことができる環境を整える。加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、心理、福祉の専門家による心のケアを行うとともに、状況に応じて、医療関係機関とも連携し、継続的に支援する。
- ・いじめを行っていた生徒が、健全な活動目標（学習目標の設定、生徒会の活動、部活動、奉仕活動等）を自ら見つけられるように、教職員、家庭、地域関係機関等が連携し支援する。
- ・いじめを見ていた生徒にも、いじめ問題を自分の問題としてとらえさせ、いじめに

同調することや傍観することは、いじめに加担する行為となることを理解させる。また、無関心な生徒（傍観者）に対しては、何もしないこともいじめ（空気のいじめ）であることを理解させる。

- ・生徒が、生徒会等の活動（学級会、学年集会、全校集会等）を通して、自らいじめ問題について学び、「いじめは絶対に許されない行為である」という認識を行き渡らせることで、迷わずいじめを否定できる学級づくり、学校づくりを行う。
- ・縦割り活動、異校種間交流、親子活動、地域の伝統に触れる活動、ボランティア活動等を積極的に取り入れることで、困難を乗り切ろうとする態度や自ら協力しようとする姿勢を培う。
- ・学校の全ての教育活動と家庭、地域の支援を通して、自己有用感や自己肯定感を育む。
- ・重大事態が発生した場合は、「4 重大事態への対処」以降を参照にして対処する。

③ インターネット上のいじめに対する対処

- ・子どもや保護者からの訴えや県等が行うネットパトロールからの情報等、ネット上のいじめと思われる情報を入手したときは、被害の拡大を避けるため、直ちに削除をする措置を講じる。その際、必要に応じて、法務局又は地方法務局に相談し、協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、援助を求める。また、早期発見の観点から、人権侵害情報に関する相談窓口等、関係機関の取り組みについて周知する。
- ・生徒に情報モラルを身につけさせる指導の充実を図るとともに、保護者、地域に対しても、インターネット上のいじめの実態と未然防止、早期発見について啓発する活動を継続的に行うことで、理解と協力を求める。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

① 重大事態の意味について

- 第1号の例示
- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
- 第2号の例示
- 年間30日以上の欠席を目安とする。児童生徒が一定期間連續して欠席をしている場合や転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合も重大事態と判断する必要がある。
- ※ 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要がある。
- ※ 重大事態の報告、調査組織、調査の実施に関しては、富山市いじめ防止基本方針参照。

(2) 調査結果の提供及び報告

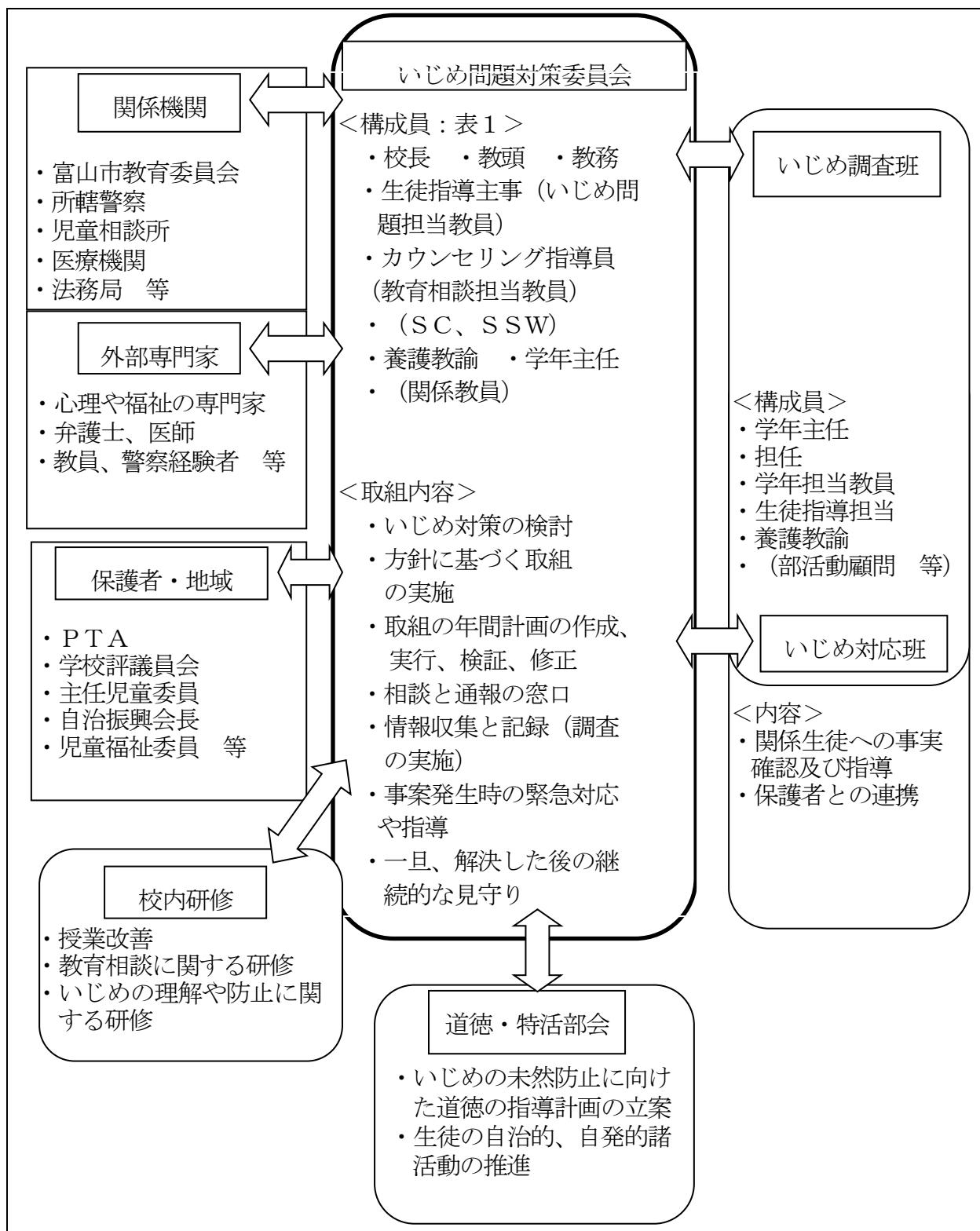
第28条

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

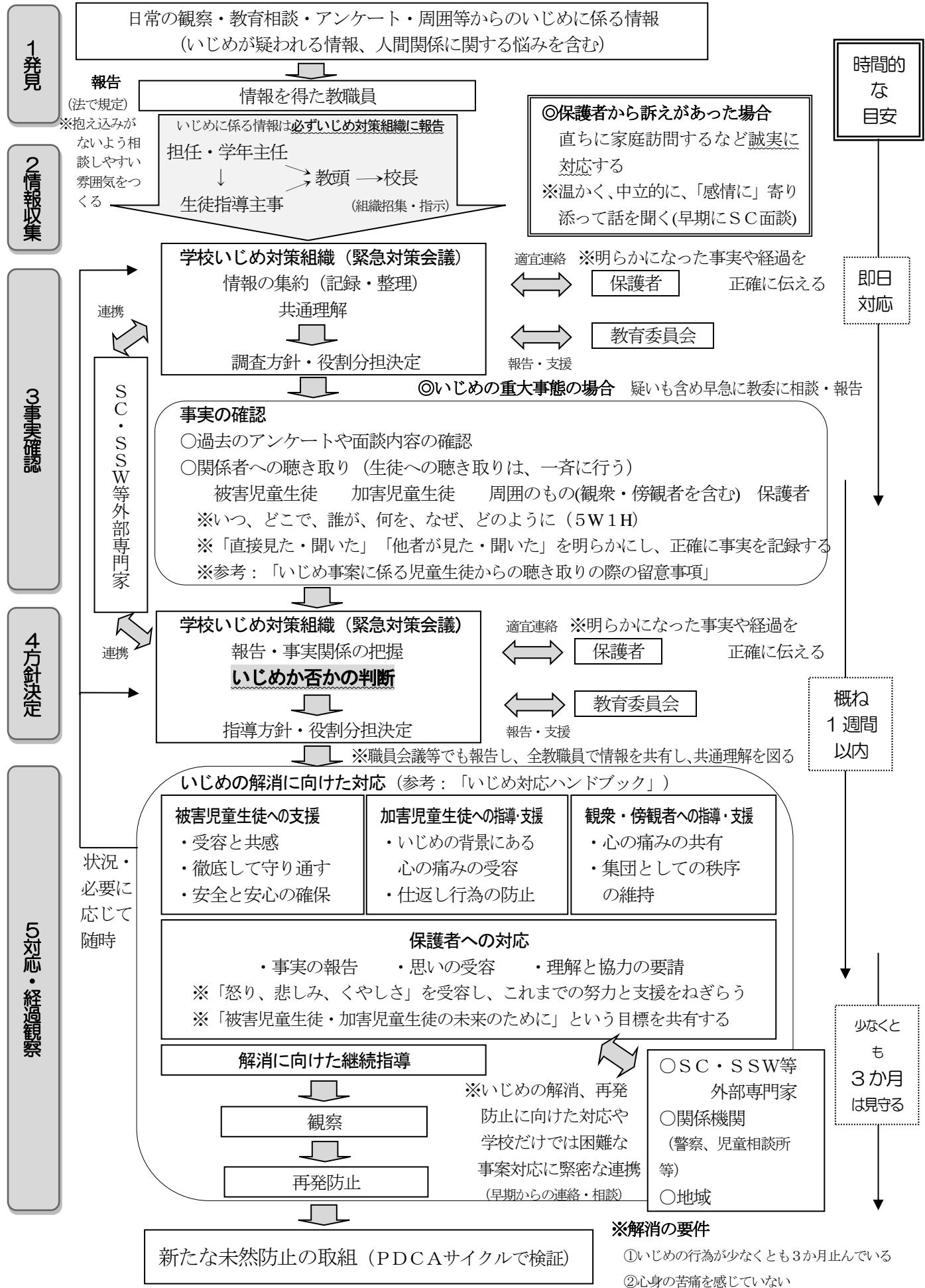
※詳細は、富山市いじめ防止基本方針参照。

【図1】 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。



【図2】いじめ事案対応フローチャートモデル（組織対応の流れ）



【表2】いじめ問題への取組の年間指導計画

